別表中第二十二号を第二十四号とし、第六号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六　アンティグア・バーブーダ

七　アンドラ

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第五号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

会計検査院長　柳　麻理

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

東日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第十二条
西日本電信電話株式会社	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社等に関する法律第十二条

を

東日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第十二条
西日本電信電話株式会社	
日本電信電話株式会社	

に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の計算証明規則の規定は、平成三十年十月三十一日から適用し、同日前の期間に係るエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の計算証明については、なお従前の例による。